

b. 原子炉規制法に一本化の改善点(検査制度)

1. はじめに

我が国の検査制度に関しては、検査の在り方に関する検討会で“「あらかじめ決められた施設の健全性を、あらかじめ決められたとおりに確認することを中心とする検査」から「施設の健全性だけでなく、施設の設置のプロセスや事業者の保安活動全般を、抜き打ち的手法も活用し確認する検査」に重点をおくこと”とされたが、現状はまだ十分ではない状況である。前者の「あらかじめ決められた施設の健全性を、あらかじめ決められたとおりに確認することを中心とする検査」は依然として行われており、後者の「施設の健全性だけでなく、施設の設置のプロセスや事業者の保安活動全般を、抜き打ち的手法も活用し確認する検査」については形骸化している。

2. 基本思想

原子力規制委員会設置法案第一条（目的）では、“……確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、……”となっており、検査制度に関しても I A E A の安全基準や欧米で効果的に行われている検査制度を参考として再構築必要がある。

IAEA の安全基準 GSR Part1 「政府、法律及び規制の安全に対する枠組み」では、検査に対する要求事項として、許認可取得団体が規制要件及び許認可に明記された条件を遵守していることを確認するために施設及び活動の検査をすること、施設及び活動の検査は計画された検査及び状況に対応した検査を含めること（関連して如何なる時点でも如何なる施設又は活動へも規制検査官が自由に立入るための方策を講じなければならないこと）、施設及び活動の検査は等級別扱いに従って施設又は活動に付随する放射線リスクと釣り合いの取れたものでなければならないことなどが挙げられている。（別紙参照）

本要件では、検査の対象範囲が施設及び活動（ハードとソフト）であり規制要件及び許認可に明記された条件を遵守していることを確認することが目的

であること、検査時のフリーアクセス、等級別扱い（原子力安全上重要な事項への重点化）が重要である。

また、本研究会での欧米の検査制度の調査では、原子力安全に関する確認は厳格に行うものの、施設の運転や停止中作業の工程の妨げとなるような検査は必要最低限とされており、活動の監察型の検査が主流であった。欧米の検査では、米国の検査がシステマティックであり、その考え方が参考となる。

これらを参考として原子炉等規制法の下に、事業者の施設と活動をシステマティックに確認する以下に示す検査制度とすべきである。

- ① 例えば保安検査に検査は一本化し、この中で施設と活動の確認を行う。
- ② 上記検査の目的が許認可の遵守状況の確認であることを明確にする。また、IAEA で要求している等級別扱いを取り入れ、原子力安全上の重要度に応じた検査とすることを明確にする。
- ③ 施設及び活動の検査については米国の検査の考え方を検査の観点として取り入れる。
- ④ 活動の検査の判断基準は、現在国で検討しているQMSに関する技術基準（IAEA 安全基準を取り入れたもの）とし、原子力安全の確保に有効な活動をしているかの観点からの判断とする。（現状の事業者が自ら決めたことをそのとおり実施しているかの観点ではなく）
- ⑤ 検査はサンプリング方式を基本とし、現在の定期検査のような定形的検査は縮小又は廃止する。
- ⑥ 現在の定期事業者検査は廃止する。通常行われている保守活動を検査の対象とする。

3. 今後の対応

2. に示す観点から検査制度に関する検討を開始し、原子炉等規制法に検査が統合される（原子力規制委員会設置法附則 17 条で同法案の施工後 10 ヶ月位内）までには具体化案を策定する。

別紙 IAEA GSR Part1 「政府、法律及び規制の安全に対する枠組み」

の検査要求事項

要件27：施設及び活動の検査

規制機関は、許認可取得団体が規制要件及び許認可に明記された条件を遵守していることを確認するために、施設及び活動の検査を実施しなければならない。

要件28：施設及び活動の検査の種類

施設及び活動の検査は、計画された検査及び状況に対応した検査（どちらも通知検査及び抜き打ち検査がある）を含めなければならない。

要件29：施設及び活動の検査に対する等級別扱い

施設及び活動の検査は、等級別扱いに従って、施設又は活動に付随する放射線リスクと釣り合いの取れたものでなければならない。

4. 49. 規制検査は、許認可取得団体の安全に対する一義的責任を軽減することはできない。また、規制検査は、許認可取得団体の責任の下で実施される管理、監督及び確認活動を代替することはできない。

4. 50. 規制機関は、規制要件及び許認可に明記されているすべての条件への遵守を確認するために、施設及び活動に対する検査の計画を策定しかつ実施しなければならない。規制機関は、この計画の中で、規制検査の種類（定期的検査及び抜き打ち検査を含む）を指定しなければならない。また、等級別扱いに従って、検査の頻度及び検査されるべき区域と計画を規定しなければならない。

4. 51. 規制機関は、検査の結果を記録しなければならない。また、適切な措置（必要な場合には違反処分を含む）を取らなければならない。検査の結果は、規制プロセスに対する反映情報として利用されなければならない。また、許認可取得団体に提供されなければならない。

4. 52. 規制検査は、規制機関の全ての責任分野を対象としなければならない。また、規制機関は、独立した検査を実施する権限を持たなければならない。あらゆる時点における運転の安全を確保するとの制約及び有害な結果の潜在性に付随する制約の範囲内で、如何なる時点でも如何なる施設又は活動へも規制検査官が自由に立入るための方策を講じなければならない。これらの検査には、理由があれば、抜き打ち検査を含むことがある。検査の方法、範囲及び頻度は、等級別扱いに従ったものでなければならない。

4. 53. 規制機関は、検査を実施する際に、以下を含めて多くの側面を考慮しなければならない。

- －安全上重要な構築物、系統、機器及び材料
- －マネジメントシステム
- －運転活動と運転手順

- － 運転活動の記録とモニタリングの結果
- － 請負業者や他の役務提供者との連携
- － 職員の能力
- － 安全文化
- － 必要な場合、合同検査に対する関連組織との連携